

令和3年5月26日  
みどり33推進担当部  
公園緑地課

議会の委任による専決処分の報告  
(区立公園利用者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

- 1 事故の概要
  - (1) 発生日時 令和2年10月4日(日)午後6時40分頃  
(天候:曇り)
  - (2) 発生場所 世田谷公園 野球場A面バックネット裏  
(世田谷区池尻一丁目5番27号)
  - (3) 相手方 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
  - (4) 事故内容 世田谷区が管理する野球場のバックネットに経年劣化による隙間が生じたため、その隙間からボールが飛び出し、顔面にぶつかり負傷した。
  - (5) 損傷の程度 右目眼底骨折
- 2 損害賠償額 93,740円  
(特別区自治体総合賠償責任保険より全額補填される。)
- 3 専決処分日 令和3年5月24日

